

看護学教育における倫理指針

(2008年12月)

はじめに（看護学教育における倫理指針作成の経緯）

看護学の大学教育の重要な事項として、看護実践ができる専門職者（以下、看護職）として幅広い教養を基盤に据えた豊かな人間性の涵養と、その人間性に基づく倫理的判断力の育成が示されており、21世紀の看護職にとって看護倫理は看護実践の基盤となることが認識されてきている。

平成15年に日本看護協会から「看護者の倫理綱領」、16年には「看護研究における倫理指針」が公表され、医療現場において急速に看護倫理に関する整備がなされてきた。また、平成17年の個人情報保護法の施行に伴い本協議会は「看護学実習における個人情報取り扱いに関するガイドライン作成のために」を発表し各大学へ周知を図った。このことから、医療現場におけるプライバシー保護に関する法的な視点と看護倫理的視点を見据えた教育の重要性が共通理解されるようになった。また、平成16年3月、看護学教育のあり方に関する検討会報告による「看護実践能力育成の充実に向けた大学卒業時の到達目標」において、倫理教育は看護学教育のコアとして明確に示された。これを受けて、教育内容およびシステムの整備など具体的な取り組みが、各大学あるいは教員個人の取り組みによりされてきた。

日本看護系大学協議会・看護学教育研究倫理検討委員会は、看護倫理に関する教育について検討を重ねていくなかで、それを提供する看護学教育に携わる教育者（以下、教員）の倫理的姿勢の育成および環境整備の必要性を確認した。そこで看護学を学ぶ学生および大学院生（以下、学生）の教育環境として最も重要となる教員にむけた倫理指針を示すこととした。

1. 指針の目的

本指針は、教員が、看護倫理を基盤に据えた看護職を育成するための基本的な考え方を示すものであり、以下の4点を目的とする。

- 1) 教員が、学生に対して行う教育活動の倫理的指針となる。
- 2) 教員が、看護職として身につけるべき倫理観を育成する教育の際に活用できる指針となる。
- 3) 看護学教育に携わる教育機関あるいは組織において行う教育活動の倫理的指針となる。
- 4) 学生が、教育および評価の対象となる際、その学生の権利を擁護する指針となる。

2. 指針の適用範囲と活用方法

2-1 対象

- 1) 看護学教育にかかわる全ての教員
- 2) 看護学教育に携わる教育機関あるいは組織、およびそこに従事する全職種の人々

2-2 適用範囲

本指針は、教員が、教育活動全般において学生の権利を擁護できるよう、留意すべき倫理的配慮について示すと同時に、看護ケアを受ける人々の権利を擁護できる人材育成のために、教育方法の責務について示すものである。また看護学教育に携わる施設において、組織あるいは個人が倫理的な教育環境を整備する上での参考となる考え方を示すものである。

2-3 活用方法

教員が、教育活動全般において学生の権利を擁護できているかを評価・検討する、あるいは看護ケアを受ける人々の権利を擁護できる人材育成のための教育方法を評価・検討することを期待するものである。

2-4 勧告レベル

日本看護系大学協議会会員校において、本指針を遵守することを期待する。

3. 本指針の基本理念

日本国憲法において学問の自由、思想・良心の自由、および教育を受ける権利が保障されている。また、教育基本法第1条において「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない」とされている。看護学教育はこれらの法律を遵守し、学生の学問の自由、思想・良心の自由、平等、公平および教育を受ける権利を保障し、真理と正義を愛し、個人の自由を尊び、勤労と責任を重んじ、自律的精神に満ちた心身ともに健康な看護職の育成を期して行うことを基本理念とするものである。

教員は、この基本理念に基づき、学生の権利を擁護し、同時に学生を通して看護ケアを受け入れる人々の権利も擁護するという二重の倫理的配慮が必要とされる。この倫理的配慮は看護学教育に携わるすべての者が共通認識するものであり、教育目標の達成において重要である。

3-1 看護学教育を行う上での倫理原則

看護職には、日本看護協会の「看護者の倫理綱領」、また、看護実践上の倫理的概念

であるアドボカシー（擁護）、アカウントビリティ（責任と責務）、協同、ケアリングの原則に則った看護を実施することが期待されている。それゆえに、看護職を教育する大学においても、善行（無害）、人間としての尊厳の尊重・誠実・公正・真実性、機密保持の倫理原則を基本とし、さらに「看護者の倫理綱領」、アドボカシー、アカウントビリティ、協同、ケアリングの原則に準拠することがのぞまれる。

倫理原則を遵守し、看護実践上の倫理的概念を具現できる看護職を育成していくためには、教育課程全般にわたって、学生自身が尊重され、倫理的に配慮された学習環境を整えることが重要である。また、教員自らがモデルとなり、学生や看護の対象となる人々を尊重し、倫理原則を踏まえて行動する姿を学生に示すことも重要となる。

4. 看護学教育を行う上での教員の倫理

大学における教員は、教育の場における学生の立場を認識し、学生が一人の人格として尊重される教育環境において学習を進めていけるよう教員としての役割を認識する。そして、教育者としての倫理観と、看護職としての倫理観を併せもち、看護サービスの利用者に対する倫理的姿勢に関して、学生が習得していくことを支援する責務を負う。

4-1 教員の基本姿勢

教員は、学生の看護ケアの学習における権利が擁護できると同時に、看護ケアを受けの人々にも倫理的に配慮したケアの実践ができるように教育目標を慎重に吟味し、設定する。学生や学生の看護ケアを受け入れる人々だけではなく、様々な専門職種や臨床施設等で多くの人々の協力、支援、指導があつて学習目標が達成できることから、これらの人々に対して謙虚な姿勢でのぞむ。また、教員は学生に対して的確な指導や評価ができるよう看護実践能力及び実践教育・評価能力向上の自己研鑽に努める。

4-2 学生に対する倫理的配慮

学問の自由、思想・良心の自由、自律および教育を受ける権利を遵守し、善行（無害）、人間としての尊厳の尊重・誠実・公正・真実性、機密保持の倫理原則を柱に教員が留意すべき倫理的配慮を以下の通りとする。

- 1) 看護学教育目標達成に最善の努力をする。
- 2) 第一義的責任は学生の権利の擁護であり、この責任は看護学教育を遂行する中で最優先する。
- 3) 学生のケアを受ける人々の個人情報の守秘と保護に努め、教育・指導する。
- 4) 学生のケアを受ける人々の権利の擁護と同様、安全、安寧を損なわないよう個人衛生に努め、感染症に罹患しないように教育・指導する。
- 5) 学生が実習や研究を行うにあたって、対象となる人々の意思を尊重しかつ慎重に確認する。

- 6) 教員は自己の権欲のために学生を心理的に操作、あるいは利用をしない。
- 7) 教員は学生および学生のケアを受ける人々に倫理的な行動モデルを示す。
- 8) 教員は看護職としてのモデルを示す。
- 9) 教員は教員としてだけでなく、一人の社会人としてのモデルを示す。

4-3 ハラスメント

教育環境にあってはセクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント等の人権侵害があってはならない。

看護技術の学習などでは、教員（評価者）－学生（被評価者）という関係から、強制的な力が生じやすい関係にあることを教員は認識する。

教員は教育の場における自らの立場を見直し、学生が看護職を目指して学ぶ喜びや、自らの成長や看護職としての発展に関わる希望を育てていく過程を保証する。強制されているように学生が感じるような教育、あるいは教育に携わる人々の間に起こるハラスメントは、そこに倫理的問題が潜んでいる可能性があり、詳細に検討する。

4-4 倫理教育を行う教員自身の責務

教育の場では、教員がいかなる資質を備えているか、また教員としての資質向上のために自己研鑽にいかに関心を持っているかが問われている。すなわち、倫理教育においては、教員の倫理観が重要な要因になるということを認識する。教員自身が教育倫理、看護倫理について知識を深め、教育および医療の場における現実的な倫理的課題に目を向け、適切な判断の下に倫理的行動がとれる素養をもっていることが必要であり、そのための力量を高めていくことを責務とする。

学生に尊厳ある個人として接する。看護実践を通じた良い学びは、学生が萎縮せず自己の考えを生き生きと述べることができ、可能性を発揮できる教育環境や人間関係づくりを促進する。

また、看護職としてのモデルとなる。学生の学習意欲を育むために、教員自らが看護職としての自覚と誇りをもち、自己の看護観を認識し、学生に伝えたいと考えている事柄を明確に意識し、その姿勢を教育の場で示していく。

4-5 教員としての学生に対する責務

教員は学生が個々にもつ学習への意欲を育み、人間的な成長とともに看護職としての資質を身につけ発展していくことを保証する役割を負う。そのためには、学生の立場に立つことが要求される。学生が一人の人間として、かつ学生としてもつ権利が脅かされることのない自由な学習環境の整備を行うことを責務とする。学生一人ひとりが大切にされていると実感できる教育環境こそが、倫理的教育の基盤である。

教育を進めていく過程において、医療場面における患者へのインフォームドコンセン

トと同様に、教育の場においては、学生へのインフォームドコンセントについても配慮する。

5. 看護学教育の内容・方法における倫理

看護学教育の内容・方法における倫理は講義・演習・実習において配慮される。学生の倫理性を培い、看護職としての倫理観を育成するには、全教育課程において考慮される。

5-1 倫理教育の内容に関する責務

看護学教育における倫理は、看護職としての職業倫理に根ざして、医療場面における利用者の権利擁護や個人の尊厳の保持、生命倫理に基づく対応や、医療チーム間の人間関係における倫理等、多様な内容を含んでいる。学生はこれらの内容を学習の進行過程の中で徐々に学習していく。学生の倫理観を育成する立場から、これら多様な内容が学習過程の全期間を通して、どのように効果的に教育できるかを考慮して、多様な側面および価値観を包含するカリキュラムを作成する責務を有する。

そのためには、講義の中でも教養教育と専門教育の内容が有機的に関係性をもつように内容を構築し、演習や臨地実習では、学習した知識を実践的・具体的に体験でき、倫理的な感受性を惹起するための方法を工夫することも検討し、教育課程のなかに反映することがのぞまれる。また、基礎課程における看護学教育は、高い倫理観をもった看護職としての基本的能力を修得し、さらに自らを発展させるための基礎の学習をする場でもあるため、学生の主体性や自律性を尊重できる教育的配慮やカリキュラムが必要であるとともに、教員においても、倫理の姿勢を育成することが責務である。

5-2 方法

5-2-1 講義

知識伝達に最も適しているといわれる講義においては、教授すべき知識内容を精選する。学生のレディネスを十分に配慮した教授方法を工夫する。また、学生が受動的になりやすい講義形態においては、発問や質疑応答などの学生の能動性を高める工夫がのぞまれる。

教授内容・方法の工夫や、講義時の教員の熱意ある姿勢は、学生にとっては人間の真摯な誠実さを学ぶことにつながり、また、学生が尊重されていることを日々の学習の中で感知することにつながる。それが、ひいては学生の倫理性を涵養する源となる。

5-2-2 演習（学内実習）

看護学教育における演習では、主に看護技術の学習・習得が目指されており、学生は、看護職役割と同時に患者役割もとりながら学習が進められている。学生が、患者役割を

体験しながらの学習は意義あることではあるが、学生の安全の保証と学生へのインフォームドコンセントが必要である。

演習という授業形態をとることは、技術を修得する上では不可欠であるが、いかなる看護技術も看護を利用する人々の安全・安楽と快適さをめざしたものであり、技術教育においては、人間としての尊厳の尊重を基盤に据えて教授内容・教育方法を考える。

5-2-3 実習

看護学教育における大きな特徴が、実習教育である。実習という授業形態における学習では、学生と看護の対象となる人々（以下、利用者）との関係なしには成り立ち得ない以上、実習は倫理性が最も問われる授業であることを、教員は十分に認識する。

実習は、学生にとって、利用者ばかりではなく、臨地の指導者である看護職をはじめ医師やさまざまな職種の保健医療従事者に接する学習であり、学習内容に関わるストレスに加え、種々のストレス下におかれることになる。そこでは、教員は学生の権利の擁護者であるとともに、利用者に対しては看護の質の保証に責務をもつという二重の倫理的責務を有している。

1) 実習環境の保証

教員は、学生の利益を尊重した意義ある実習が実施できるような人的・物的環境を調整する。そこで教員は、利用者や学生に倫理的な配慮が十分行われていることを確認しながら、利用者、実習施設のスタッフとの良好な関係を形成し、学生と利用者ならびにスタッフとの関わりを支援し、実習内容（体験内容）を調整する。

2) 看護の質の保証

臨地実習においては看護を必要とする人々の安全を確保し、適切な看護を提供することを最優先させる。教員は、学生が「看護者の倫理綱領」に基づいた実践を行うこと、学生の対応不可能な部分を実習施設のスタッフと連携、協力して十分に補完し、看護の質を保証することについての責務を有する。そのため、教員は、十分な看護実践能力の修得がのぞまれる。

教員は、学習の対象となる利用者が不必要なケアや倫理的配慮を欠く看護によって負担や不利益を受けることのないよう学生と共に看護計画を十分検討して看護ケアの提供においては安全に留意した支援を行う。また、実習の期間を通して、対象者の権利が擁護されているか、看護の質が保証されているかを確認する。

3) 学生の倫理観の育成

教員は、学生の倫理観の育成に努めるとともに、実習において学生が利用者や学生自身に倫理的な問題があると判断した場合や疑問を感じた場合には、相談に応じ、解決に向けた適切な対応を行う。倫理的問題への気づきから問題解決のプロセスを通して、保健医療場面における利用者の権利擁護や個人の尊厳の保持、生命倫理に基づく対応や、利用者を取り巻く家族並びに医療チーム間の人間関係における倫理調整等について具

体的に学習する機会とする。

4) 実習評価

教員は自己の実習指導について、客観的かつ適正に評価を行う責務を有する。学生の実習意欲を促進し、実習目標を達成できるよう、学生や学習の対象となる利用者へ倫理的な配慮を行っているかを常に自己評価し、実習目標・内容・指導方法を改善するよう努める。

5-2-4 研究指導

看護研究指導においては、研究倫理についての十分な教育を実施する。また実施経過において、その確認・評価をする。研究指導のあらゆる段階において、教員による学生へのパワーハラスメントあるいはアカデミックハラスメントが起こらないよう留意するとともに、チェック機構を機能させる組織的な取り組みがのぞまれる。

6. 組織としての責務

看護学教育に関わる教育機関においては、次の責務を有している。

6-1 倫理の方針

看護学教育における倫理方針を検討、明文化し、具現化するシステムの構築に努める責務を有する。

6-2 体制の整備

1) 倫理委員会（教育）

教育内容および教育方法における倫理的考慮がされているかを検討する委員会等の設置がのぞまれる。

2) 倫理委員会（研究）

看護研究における倫理を審査・検討する委員会等の設置がのぞまれる。

3) 学内外組織の調整

(1) 実習倫理規定の整備

臨地実習を行うにあたっては、実習施設と倫理規定を十分に話し合い、実習要項を作成し、整備する必要がある。また倫理委員会において、学生受け持ちの承諾書内容の整備およびその取り方、さらに実習記録の整備など、看護の受け手および学生の権利の擁護を十分に配慮する。

(2) 教員の実践的能力向上のための取り組み

教員が学生に対して的確な臨地実習指導や評価ができるように、教員の看護実践能力および実践教育・評価能力を向上させるために、教員が臨地で看護実践を行いながら自己研鑽できる体制づくりを推進する。

終わりに（倫理に関する今日的課題）

教育環境としての教員の影響は大きく、看護学教育に携わる全ての教員は、看護倫理を基本に据えた看護実践ができる看護職を養成しているという自覚に基づいた個人としての取り組み、さらに倫理的配慮が保証されるようなシステム作りが重要である。倫理的な関心が高まるほどに、教育現場における倫理的ジレンマや課題が見出されることも予測される。倫理は社会的価値観の変化、現実の変化に対応しながら検討していかなければならない。その意味において、倫理的に検討を要する課題として下記の点が挙げられる。また教員組織、教育組織における倫理的課題も今後取り組んでいかなければならない課題であると思われる。

今日的課題

1. 教育的配慮と学生の学習利益尊重から課題となる学生の個人情報の取り扱い
 - 1) 感染症
 - 2) 心理・精神的問題
2. 継続的な教育指導効果から課題となる、学生の個人情報の取り扱い
3. 少数派的な立場におかれる可能性から課題となる、男子学生、外国人等への教育環境
4. 卒業時に身に付けるための看護技術教育から課題となる、心身に影響を及ぼす可能性のある教育方法等

本指針作成に関わった平成 16 年～20 年度の看護学教育研究倫理検討委員会委員

稲垣美智子（金沢大学医薬保健研究域保健学系看護科学領域）

高橋照子（西部文理大学）

櫻庭繁（京都大学大学院医学系研究科人間健康科学系）

横尾京子（広島大学大学院保健学研究科）

國生拓子（広島大学大学院保健学研究科）

大島弓子（神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部看護学科）

長谷川雅美（金沢大学医薬保健研究域保健学系看護科学領域）

前田ひとみ（熊本大学医学部保健学科）

松田たみ子（群馬大学医学部保健学科）

小泉美佐子（群馬大学医学部保健学科）

多崎恵子（協力者：金沢大学医薬保健研究域保健学系看護科学領域）

坂入和也（協力者：群馬大学医学部保健学科）

本指針に対してのご意見やご質問等がありましたら下記にお寄せ下さい。

平成 20 年度看護学教育研究倫理検討委員会 委員長 小泉美佐子

〒371-8511 群馬県前橋市昭和町 3-39-22

群馬大学医学部保健学科

電話・FAX : 027-220-8979 E-mail : mkoizumi@health.gunma-u.ac.jp